

# 広報 鳥海の里

題字 開成支援課かえで寮 沢 口 金 男さん

**第125号 平成18年2月25日**  
発行 秋田県心身障害者  
コロニー保護者会

保護者会事務局  
TEL(0184)32-1082 FAX(0184)32-1083  
生産品直売所「歩人」TEL(0184)33-4310  
地域生活サポートセンター「歩人」TEL・FAX(0184)32-0123

秋田県心身障害者コロニー  
秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3の2  
TEL(0184)33-2255 FAX(0184)33-2044

ホームページアドレス <http://www.fukinoto.or.jp/colony> E-mail colony@fukinoto.or.jp



白光園 節分行事

## 主な内容

- \* 障害者自立支援法成立 4月スタート … 2 ~ 3
- \* 行事スナップ ……………… 4
- \* サービスの質の向上・本人活動 ……………… 5
- \* 平成17年度実践発表会 ……………… 6
- \* 個人情報保護法基本方針 ……………… 7
- \* 表彰状と感謝状を頂く、利用者の動き、他 … 8



# 障害者自立支援法成立

# 四月スタート

昨年の特別国会で障害者自立支援法が成立し、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、この四月から施行されることになりました。

障害福祉の現状では、平成十五年度からノーマライゼーションの理念に基づいて支援費制度がスタートし措置制度から契約制度へと転換し、三年で見直しされることになったのです。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療などを共通の制度の中で提供するしくみにするとともに、増大する福祉サービスの費用を負担するため、利用したサービスの量と所得に応じた負担を利用者に求める制度となっています。



祉サービスに関する国の義務的負担化、利用者負担の見直しに関する事項」については四月から、「新たな施設・事業体系への移行に関する事項」については、十月から施行されます。また、この法律の施行後三年をめどに、対象となる障害者等の範囲を含めた検討を行うことが定められています。

新たな制度「障害者自立支援法」のポイントとして次の五つ

## 一、三障害の福祉サービスを一元化

### (1) 給付の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児を給付

の対象とし、障害種別に関わらずなく共通の福祉サービ

スを共通の制度で提供する

ことになりました。サービス

の提供主体は市町村に一

元化されます。

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等のサービスが「訓練等給付費」として位置づけられました。

### (3) 自立支援医療費の創設

これまでの更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費の三つの公費負担医療が「自立支援医療費」に再編されます。

### (4) 地域生活支援事業の創設

地域の実情に応じて柔軟に行われることの望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等の事業が「地域生活支援事業」に再編されます。

- ② 新たな利用手続き、在宅福

祉サービスに関する国

## (2) 自立支援給付の内容

### ① 介護給付費の創設

ホームヘルプ、シヨートステイ、入所施設、ケアホーム等のサービスが「介護給付費」として位置づけられました。

### ② 訓練等給付費の創設

## 二、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化

### ・明確化

#### (1) 障害程度区分の認定と支給決定

福祉サービスの個別の必要度を明らかにするために、新たに設けられる「市町村審査会」の審査と判定に基づいて、市町村による障害程度区分（六段階）の認定が行われます。給付を受けた月額上限が設けられます。残りの九割分については、国・県・市町村が定められた割合で負担することになります。

#### (2) 在宅サービスの義務的負担

これまで国が補助するしくみであつた在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は国が予算を補正しても義務的に負担しなければならないしくみとなります。

(2) ケアマネジメントの制度化  
適切な支給決定と様々なサービスを組み合わせたサービスの計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されます。

### 三、サービス量と所得に応じた利用者負担

(1) 原則は定率一〇%負担

## ① 障害福祉サービスの利用者負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率一割負担となります。所得に応じた月額上限が設けられます。残りの九割分については、国・県・市町村が定められた割合で負担することになります。

## 五、障害福祉計画によるサービスの確保

国の定める基本方針に即して、

都道府県、市町村が障害福祉

サービスや地域生活支援事業等の提供体制を確保するため、「障害者福祉計画」を策定することが義務付けられています。

以上のような内容に障害福祉サービスが大きく変更になることになりました。

現在、コロニーでは新しい制度に基づく変更の具体的な事務が進められています。保護者の皆様には、利用者のスムーズな変更手続きにご協力をお願ひいたします。また、障害者自立支援法による具体的なサービス内容や手続き等については、各市町村におたずねになるか市町村発行のパンフレットをご覧いただきたいと思います。

## お知らせ

### 指定管理者に 指定となる

昨年発行、第一二四号の鳥海の里において当コロニーを含む九施設の運営について、秋田県社会福祉事業団が引き続き受託運営できるよう指定管理者に立候補し申請していることをお話し申します。

その結果、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで引き続き管

理運営することとなりました。

指定管理者制度の趣旨をふまえ、県民のニーズに即し障害者福祉の向上、地域に根ざした利用者支援を目指し施設運営に取り組んでいきたいと考えています。保護者の皆様には、今後ともご支援、ご協力をお願ひいたします。

（引用資料：東京都社会福祉協議会  
発行 障害者自立支援法とは）

# 行事

スナップ

1/8

西目町やまびこ  
コーラスの皆さん  
が素敵な歌声を  
披露して  
くれました。



12/18

にかほウインド  
アンサンブルの  
皆さんのが来園・  
演奏してくれま  
した。



雪よせ僕も  
手伝い(?)ます。



皆さん  
と一緒に



クリスマス会

## 本人活動學習事業

去る十一月二十二日、事務所棟大広間を会場に水林新生園と銀杏園、開成園の利用者の皆さんを対象に「本人活動學習事業」が開催されました。はじめに参加利用者二百名、一人ひとりによる自己紹介が行われました。皆さん緊張した表情を浮かべながらもマイクを手にして「現在、自分が頑張っている事」「自分の目標や夢」などを思い思ひに話しゃべりしていました。

岩崎支援部長による講演「暮らしに役立つ制度について」では、支援費制度についての概要や療育手帳を使用した便利なサービスの活用法について真剣に学んでいました。利用者からは「バスを利用して自宅へ帰省する場合に手帳を使用しての割引きは適用されるのか?」といつた具体的な質問も飛び交いテーマに対する関心の高さがうかがえました。

円通寺住職・近藤俊貞氏による講演では「人生を楽しく生きるために法話」と題して行われ、仏教の誕生した経緯（お釈迦様誕生から修行の様子等）や、修行を終え、住職として寺院への仕える際には本名を訓読みから音読みへ読み変える等、普段



### ※赤光支援課

- ・専門的サービスの為の研修
- ・利用者の事故、急病への予防対応
- ・緊急・火災等において隣接する施設の職員の応援を得た訓練の実施

### ※白光支援課

- ・体罰について専門家による研修
- ・自傷、他害への適切な対応
- ・課全体の利用者の会発足の準備
- ・利用者向けの情報誌の提供

### ※開成支援課

- ・グループホームへ移行した利用者が自主的な生活を送れるようなサポートをする。
- ・健康面における個々の対応マニュアルの作成を継続する。

### ※コロニー全体で取り組む課題

- ・成年後見制度についての研修（平成17年12月実施済み）
- ・施設を開放し、講習会の開催
- ・ボランティア受け入れの現状の把握と整備

### ※創生支援課

- ・居室のカーテンや衝立の整備
- ・歯科衛生士による職員の研修

### ※銀杏支援課（更生）

- ・浴室、浴槽の手すりの設置、段差の解消、改善工事申請中
- ・視覚障害者等への表示板、案内板の設置

### ※銀杏支援課（重度更生）

- ・利用者の髪型について利用者の意思や支援員の意見を聞く。
- ・本人の意思で衣服を選択できる人について支援する。
- ・地域の社会資源や情報を利用者へ提供し、意思をくみ取る努力をする。

## 社会福祉事業団 由利地区事業部

# 平成十七年度 実践発表会

### 実践発表一

—開成支援課更生から—  
「自治会への取り組み」

更生棟  
更生棟

去る十一月七日、第二十七回の実践発表会が開催されました。コロニー研修委員会のもと、福祉の目的を理解し、主体的に表現できる職員の育成と豊かな人間性の形成及び見識を高める研修の活動のひとつとして毎年開催されています。

発表内容を一部紹介します。

### 実践発表一 一診療所部門から—

#### 「ダウン症候群の早期老化と退行現象について」

利用者の高齢化もすすんでいる。中でも、早期老化現象を特徴とするダウン症候群の利用者は機能低下が著しいとり高い介護・支援に活かせる参考になればと症例をあげて発表した。四十歳以上のダウン症候群の利用者二十六名を対象に早期老化症状を身体症状と精神症状に分ける等で調査し、特徴としての早期老化、

退行、ADLの低下の経過から、

「変化の気付き、  
早期発見」の段階、「転倒、骨折予防」また「褥瘡予防」の段階、ターミナル期の段階に分けそれぞれのケアのポイントを考えた。



### 成年後見制度について

小玉久則 司法書士事務所  
所長 小玉久則 氏

平成十二年五月に立ち上げた自治会が五年経過し加齢化が顕著になってきている現状を踏まえ、今後の活動の方向性や支援方法を現在までの活動の支援経過から検証したいとしての発表でした。秋田県福祉相談センター主査・山田志保氏から、本人のニーズや能力とのギャップへの苦労がみえた。今後、グループ療法を基に活動支援を行うことにより、より充実したものになる。問題解決技法として、スタッフがより多くかかわっていく必要性が大切等の助言をいただきました。



講演 「成年後見制度について」  
小玉久則 司法書士事務所  
所長 小玉久則 氏

成年後見制度ってなに?に始まるしくみや制度の経緯そして制度の特徴と利用方法や知的障害者の成年後見制度について、わかりやすく講演をいただきました。内容について、次にポイントをまとめてみました。

成年後見制度は、平成十二年四月より、介護保険制度と同時に施行された。成年後見制度とは、精神障害・知的障害・認知症等の判断能力が不十分な方々の財産管理（現金・不動産・預金・株券等）や身元介護（施設の入退所等の手続き）を本人に代わって法律面や生活面で保護したり支援する制度である。

また「未成年後見」がある。親が親権を剥奪された時、または死亡の時等に本人に代わって財産を管理する後見をたてることができる。

成年後見制度ができたことで支援が必要な方をサポートする担い手が個人（家族）から家族でない社

会全体に力を求めるものに移った。

旧制度での禁治産、準禁治産という区分は、措置

であり、制度の利用に抵抗を覚える人が多かつた。

この制度で成年後見登記をすると戸籍をつくりか

えることができるなど、自己決定や本人意思の尊重、自立の支援が基本理念としてとらえられている。

この制度には、法定後見制度と任意後見制度があ

る。法定後見制度には、「補助」（判断能力が不分

分）「補佐」（判断能力が著しく不十分）「後見」

（判断能力を欠く状況）がある。任意後見制度（判断力に問題ない）が優位となる。また後見人になれないと見なされる者には①未成年者②破産者③親権に制限のある人④本人を相手に裁判を起こしている人とその家族などがある。

また、知的障害者本人の自立と社会経済への参加を支援する中でサラ金からの借金等の問題や親の高齢による判断能力の低下、子供に残したい財産管理や間違いない子供に財産が相続されるかなどへの不安にそなえた制度もある。

# 個人情報保護に

## 取り組んでいます

平成十七年四月から個人情報保護法が全面的に施行され民間事業者に対し、個人情報の取扱いに関して、一定の義務を課すことになりました。

秋田県社会福祉事業団では、平成十三年四月からの秋田県個人情報保護条例の施行に伴い同年十二月に個人情報保護規程を制定し個人情報の保護に取り組んできました。この個人情報保護法とは何かということにならぬのですが、特定の個人を識別できる情報（例としてあげると名前、電話番号、住所、健康保険証等）の漏洩や提供によって個人が不利益になつたりすることから守ろうという法律です。そのため施設（民間事業者）に個人情報を利用するとき、あるいは取得するとき、第三者に提供するときなどその管理の方法を徹底させ個人情報を守つていこうとするものです。

施設では、名前、住所、電話番号はもちろん個人の写真やケアプラン、サービス提供の記録、苦情の内容、プライバシー情報、人に知られたくない情報、また多数の利用者やその

家族についての記録など数多くの情報を持し、他人が容易に知り得ない個人情報を詳細に知りうる立場にあります。利用者的人格尊重の理念のもと個人情報を守るために、より安全に適正な取り扱いが求められます。『知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準』（第9条第1項、第2項）職員の守秘義務の記載があります。

コロニーにおいてもこの法律のもと秋田県社会福祉事業団が定める「個人情報に関する基本方針」並びに「個人情報保護規程」に基づき適切な管理に努めていきたいと考えております。そのため、利用者の個人情報の取り扱いについてはその利用目的を明確にし、その取り扱いには、細心の注意を払い利用者の皆様の同意を得ないで、または、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。なお、個人情報の利用目的については、各支援課に掲示するとともに個人情報事務登録簿に記載し公表しておりますので御覧ください。

### 社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 個人情報保護基本方針

#### （趣旨）

1. 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、保有する個人情報の適正な取扱いの確保を図り、もって施設利用者が、安心して福祉サービスを受けられるよう、秋田県社会福祉事業団個人情報保護規程第25条件第2項の規程に基づき、個人情報保護基本方針を定めます。

#### （関係法令の遵守と責任体制の整備）

2. 事業団は、個人情報保護法に関する法令、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報管理者及び個人情報取扱者を各施設に設置し、個人情報の管理体制を整備します。

#### （個人情報の管理）

##### 3. (1)個人情報保護規程の整備

事業団は、利用者、家族、職員及びボランティア等に関する個人情報について、それらへの不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどが発生することのないよう規程の整備を行います。

##### (2)安全対策の実施

事業団は、個人情報が漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう、情報システムのセキュリティの向上を図るとともに、組織的保護措置を講じます。

#### （個人情報の利用）

4. 事業団における個人情報の利用については、個人の権利を尊重し、利用の目的、使用の範囲を明示し、適切な管理を行います。

#### （職員への啓発）

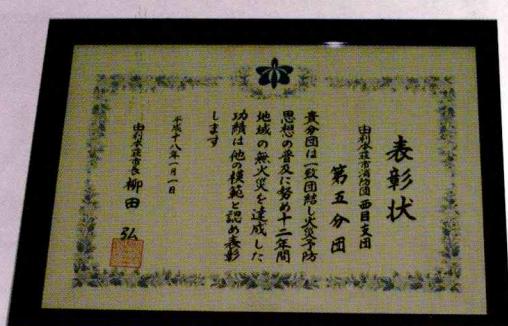
5. 事業団は、職員に対し、個人情報保護に関する基本方針を周知徹底させ、個人情報保護のための啓発活動や教育を継続して実施します。

#### （個人情報の開示）

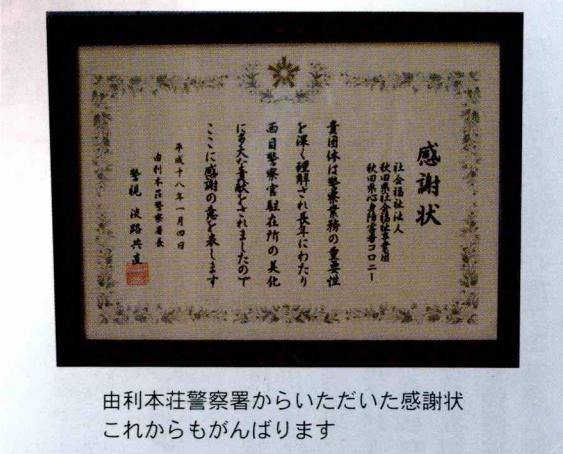
6. 事業団では、利用者等の必要に応じて、情報を開示します。

## 表彰状と感謝状を頂きました。

◎一月五日、由利本荘市消防団出初式において西目支團第五分團が火災予防思想の普及と十二年間地域の無火災を達成したことに対し表彰状をいただきました。



由利本荘市消防団からいただいた表彰状  
団員の皆さんありがとうございます



由利本荘警察署からいただいた感謝状  
これからもがんばります

コロニーの発足当初から施設職員の消防隊として組織されていたものが昭和五十六年に西目町消防第五分團として編成され今日に至っています。毎月、一日と十五日には孫七町内を巡回し、地域



や施設の防災に務め、由利本荘市内消防団では最小団員となる八名で頑張っています。

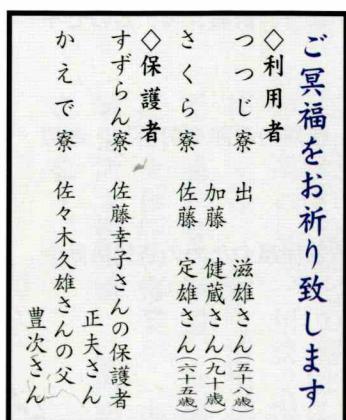
◎一月四日、由利本荘警察署から感謝状をいただきました。これまでコロニーの地域活動として毎年園芸科の寄せ植えしたプランターを西目駅や西目警察官駐在所等に設置してきた活動が認められたものです。今回は、西目警察官駐在所の美化に対して感謝状をいただきました。



## 地域の方々と共に



2/5 コロニーを会場に行なわれた雪上レクリエーション



(個人情報の取り扱いでは個人情報保護法に基づき掲載しています。)

<p><b>利用者の動き</b></p> <p>△入所</p> <p>一月一日付 開成園かえで寮</p> <p>一月六日付 銀杏園からまつ寮</p> <p>二月一日付 小松亮一さん</p> <p>二月十三日付 白光園かつら寮</p> <p>高橋周吉さん</p> <p>創生園つつじ寮</p> <p>石川明さん</p> <p>二月十三日付 開成園かえで寮</p> <p>小倉純一さん</p> <p>開成園かえで寮</p> <p>熊耕悦さん</p> <p>一月三十一日付 開成園かえで寮</p> <p>小倉純一さん</p> <p>さくら寮</p> <p>加藤滋雄さん</p> <p>佐藤健蔵さん(五十歳)</p> <p>定雄さん(六十歳)</p> <p>△保護者</p> <p>△利用者</p> <p>つつじ寮</p> <p>出</p> <p>さくら寮</p> <p>佐藤滋雄さん</p> <p>佐藤健蔵さん(五十歳)</p> <p>かえで寮</p> <p>佐藤幸子さんの保護者</p> <p>さずらん寮</p> <p>佐藤幸子さんの保護者</p> <p>かえで寮 佐々木久雄さんの父</p> <p>豊次さん</p>	<p>△入所</p> <p>一月一日付 開成園かえで寮</p> <p>一月六日付 銀杏園からまつ寮</p> <p>二月一日付 小松亮一さん</p> <p>二月十三日付 白光園かつら寮</p> <p>高橋周吉さん</p> <p>創生園つつじ寮</p> <p>石川明さん</p> <p>二月十三日付 開成園かえで寮</p> <p>小倉純一さん</p> <p>開成園かえで寮</p> <p>熊耕悦さん</p> <p>一月三十一日付 開成園かえで寮</p> <p>小倉純一さん</p> <p>さくら寮</p> <p>加藤滋雄さん</p> <p>佐藤健蔵さん(五十歳)</p> <p>定雄さん(六十歳)</p> <p>△保護者</p> <p>△利用者</p> <p>つつじ寮</p> <p>出</p> <p>さくら寮</p> <p>佐藤滋雄さん</p> <p>佐藤健蔵さん(五十歳)</p> <p>かえで寮</p> <p>佐藤幸子さんの保護者</p> <p>さずらん寮</p> <p>佐藤幸子さんの保護者</p> <p>かえで寮 佐々木久雄さんの父</p> <p>豊次さん</p>
--	---

仙北市 善意  
(故 誠喜さんの保護者)  
秋田市 出静  
(故 サキ子様)  
秋田市 泉孝治  
(故 滋雄さんの保護者)  
秋田市 加藤清之  
(故 孝治様の保護者)